

**外為法に基づくロシア産原油等の輸入に関する事前確認手続き (サハリン2プロジェクト「以外」
で生産された原油・石油製品に関すること) について**

2023年2月6日

資源エネルギー庁

資源・燃料部 石油精製備蓄課

1. 本資料について

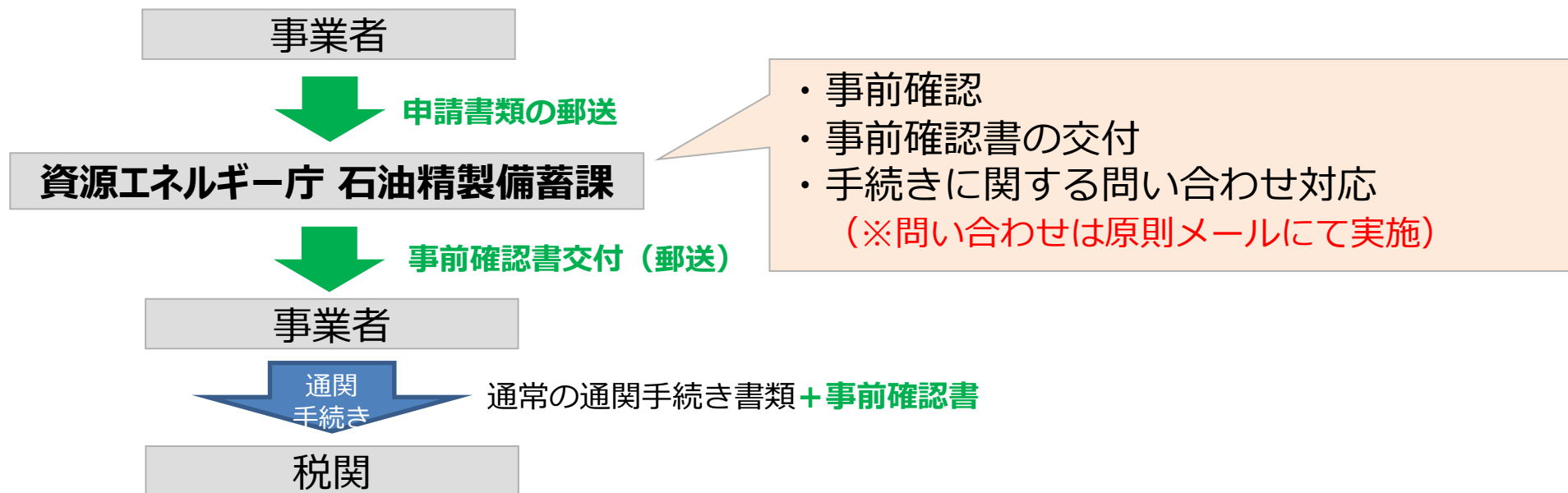
本資料は、外為法に基づくロシア産原油等の輸入に関する事前確認手続きのうち、『ロシアを原産地とする、**サハリン2プロジェクト「以外」で生産された**原油・石油製品の輸入に関する事前確認手続き』について、解説したものです。

※**サハリン2プロジェクトで生産された原油の輸入については別の手続き**となりますのでご注意ください。

なお、制度の概要、Q & A 等については、以下の資料をご覧ください。

- ・[ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20221205press_russia.pdf)（令和4年12月5日）
(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20221205press_russia.pdf)
- ・[ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20230206press_russia.pdf)（令和5年2月6日）
(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20230206press_russia.pdf)
- ・[ロシア産原油等に係る上限価格措置（プライス・キャップ制度）のQ & A](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/ukrainehoudou_20230206_faq.pdf)
(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/ukrainehoudou_20230206_faq.pdf)

2. 手続きフロー（サハリン2プロジェクト「以外」で生産された原油・石油製品の輸入に関する事前確認手続き）



3. 手続き：原油(HS2709)・石油製品（HS2710）の申請について

● 申請書類

① **確認申請書**（通達 別紙様式2） 2通

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2023/20230206_003_im.pdf

② 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類の写し 1通

③ 当該貨物の輸入に係る船積みの予定が確認できる書類 1通

（例：Bill of Lading（船荷証券））

④ 当該貨物の原産地を証明する書類 1通

（例：Certificate of Origin（原産地証明書））

⑤ 当該貨物が上限価格以下であることを証明する書類 1通

⑥ **120円分の切手を貼り、返送先を明記した**、A4サイズ書類（事前確認書）が1枚入る封筒 1通

（速達をご希望の方は、その旨を封筒に明記いただくとともに、速達料金分の切手も追加で貼ってください）

※その他、必要に応じて書類の追加提出を求める場合がありますので予め御了承ください。

● 提出先（※上記の必要書類は、下記宛てに、**郵送で提出**をお願い致します。）

・住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

・宛先：資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油精製備蓄課 事前確認担当

● 手続きについての問い合わせ

原則メールにて受け付けますので、以下のアドレスにお送りください。

bzl-PC_oil@meti.go.jp

4. 石油製品（HS2710）における高価値品のHSコードについて

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年四月三十日通商産業省告示第百七十七号）」の三の七の（9）において、関税率表の番号等が2710のもののうち、イの「関税定率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号又は第二七一〇・二〇号に該当するものうち揮発油（ナフサを除く）、灯油又は軽油」のHSコードは下記のとおりです。

品目	HSコード
揮発油（ナフサを除く）	2710.12-131 , 2710.12-132 , 2710.12-137 , 2710.12-139 , 2710.20-131 , 2710.20-132 , 2710.20-137 , 2710.20-139
灯油（ジェット燃料含む）	2710.12-143 , 2710.12-144 , 2710.12-149 , 2710.19-143 , 2710.19-144 , 2710.19-149 , 2710.20-143 , 2710.20-144 , 2710.20-149
軽油	2710.12-151 , 2710.12-159 , 2710.19-151 , 2710.19-159 , 2710.20-151 , 2710.20-159